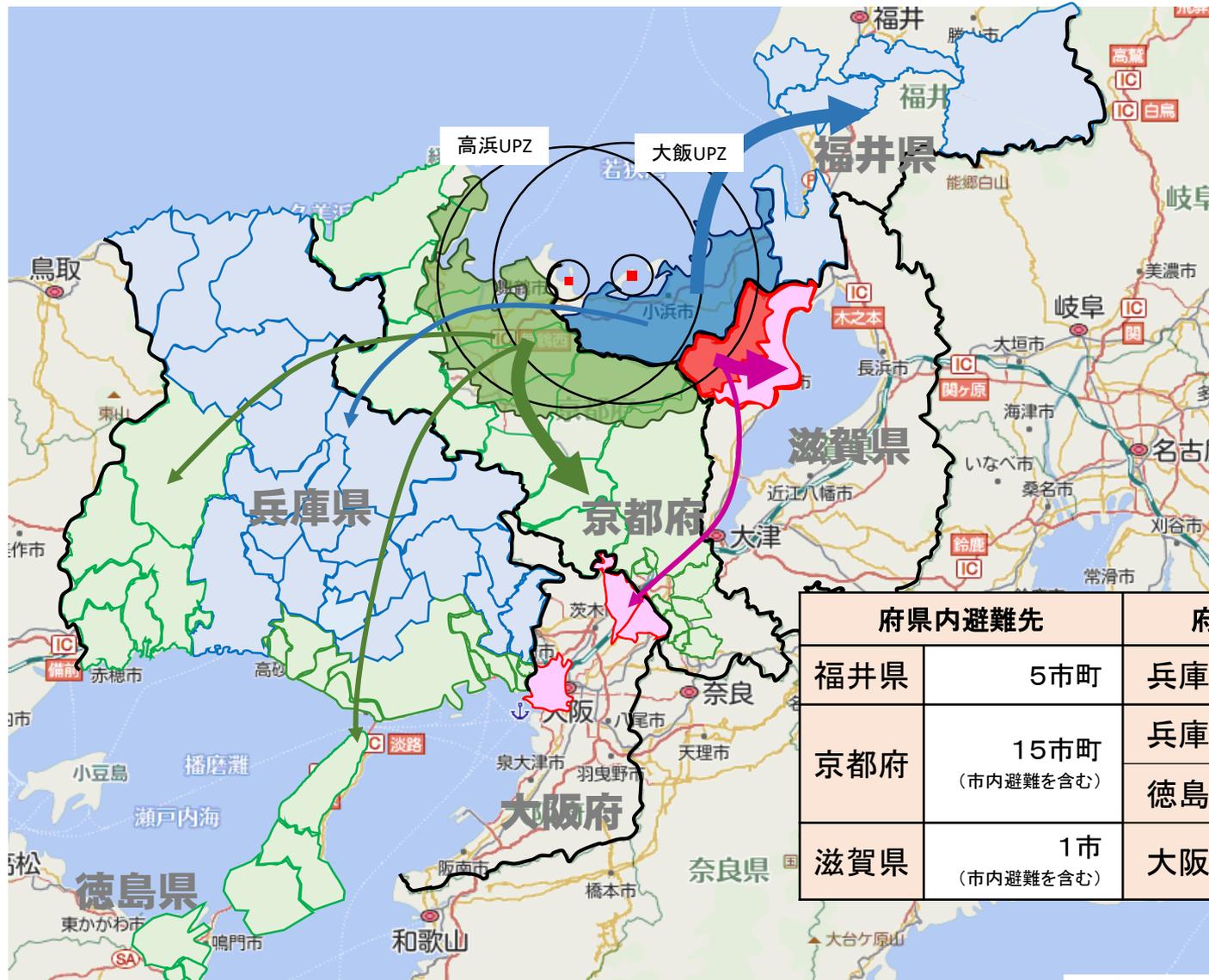


UPZにおける避難先

○ 高浜地域及び大飯地域のUPZの府県内避難先及び府県外避難先についても、重複なく確保済み。



UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保

- 高浜地域及び大飯地域のUPZ内全域が一時移転等を実施する場合であっても、福祉車両の必要台数は確保できている。
- 万が一、府県内で保有している福祉車両が不足するような場合には、府県タクシー協会に所属するタクシーを活用し搬送を行う。

福井県	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
必要車両台数	46台	35台	・福井県内の高浜のUPZは、全域大飯のUPZに含まれているため、大飯のUPZの必要台数でカバーできる ・ピストン輸送(14往復)を想定
県内の福祉車両保有数	704台	89台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)

京都府	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
必要車両台数	75台	56台	・京都府内は、大飯のUPZは京都市(301人)以外は高浜のUPZに含まれているため、必要台数は高浜のUPZの必要台数(車椅子:74台、ストレッチャー56台)に、大飯のUPZである京都市分(車椅子:1台)を加えた合計 ・ピストン輸送(14往復)を想定
府内の福祉車両保有数	163台	105台	・京都府及び府内UPZ市町における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)

滋賀県	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
必要車両台数	3台	1台	・滋賀県は、高浜のUPZでは人口が0人のため、大飯地域のUPZ内の合計数 ・ピストン輸送(14往復)を想定
県内の福祉車両保有数	228台	20台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)



府県タクシー協会に所属するタクシー保有台数	福井県タクシー協会 800台 京都府タクシー協会 6,047台 滋賀県タクシー協会 1,148台	・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により福祉車両と同等の輸送能力が確保可能
-----------------------	--	--

UPZ内市町の一時移転等における輸送能力の確保

- 高浜地域及び大飯地域のUPZ内全域が一時移転等を実施する場合であっても、必要となる輸送能力は確保できている。
- 万が一車両が不足するような場合には、関西広域連合等により必要台数を確保する。

福井県	合計	おおい町	小浜市	高浜町	若狭町	美浜町	備考
必要車両台数	75	9	33	4	18	11	・福井県内の高浜のUPZは、全域大飯のUPZに含まれているため、大飯のUPZの必要台数でカバーできる ・バス1台当たり45人程度の乗車を想定
確保台数	878 (平成28年12月時点)						福井県内のバス会社から必要な輸送手段を調達

京都府	合計	舞鶴市	福知山市	綾部市	宮津市	南丹市	京丹波町	伊根町	京都市	備考
必要車両台数	1,996	1,393	8	142	309	62	52	24	6	・京都府内は、大飯のUPZは京都市(301人)以外は高浜のUPZに含まれているため、必要台数は高浜のUPZの必要台数に、大飯のUPZである京都市分を加えた合計 ・バス1台当たり45人程度の乗車を想定
確保台数	2,298 (平成28年3月時点)									京都府内のバス会社から必要な輸送手段を調達

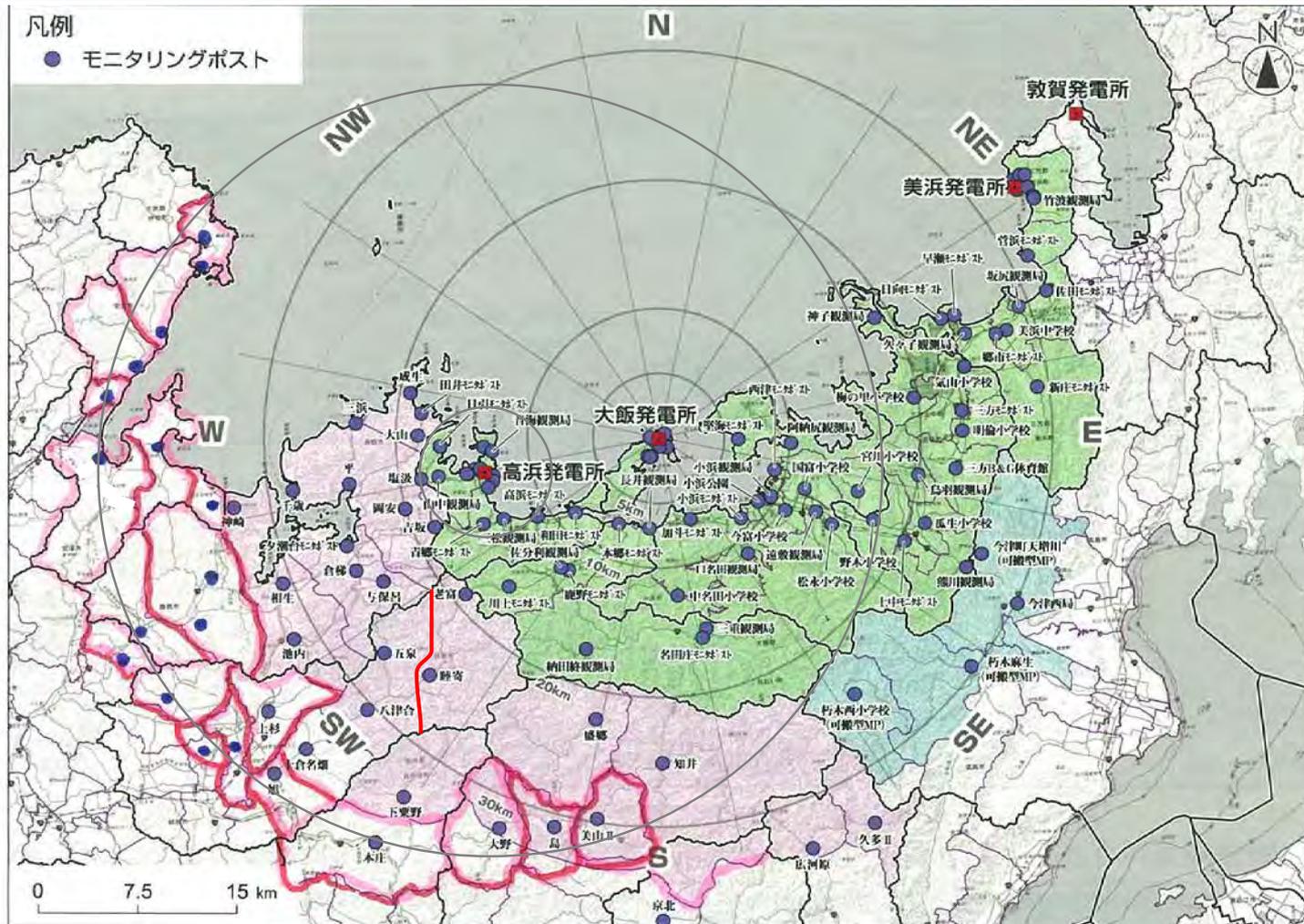
滋賀県	高島市	備考
必要車両台数	32	・滋賀県は、高浜のUPZでは人口が0人のため、大飯地域のUPZ内の合計数 ・バス1台当たり17人程度の乗車を想定
確保台数	505 (平成29年4月時点)	滋賀県内のバス会社から必要な輸送手段を調達



関西圏域及び隣接府県保有台数	13,165	各府県における車両に加え、万が一車両が不足する場合には、関西広域連合等により確保
----------------	--------	--

緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施（作業中）

- 高浜・大飯地域におけるPAZ内、UPZ内及びその周辺の福井県、京都府及び滋賀県の14市町（福井県5市町、京都府8市町、滋賀県1市）に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点124地点（福井県35地点、京都府45地点、滋賀県4地点、原子力事業者40地点）を設定。
- これらのモニタリングポストの計測値からOILに基づき一時移転を判断することとなるが、モニタリングポストと一時移転等を実施することとなる地区（避難実施区域）を関連付けて設定している。



避難退域時検査場所の候補地

○ 高浜地域及び大飯地域のUPZから、府県内及び府県外への一時移転等を想定した避難退域時検査場所の候補地を選定し、これらの実施に必要な要員及び体制を確保している。



緊急時のオペレーション①

【基本方針】

- 高浜地域のPAZ及び大飯地域のPAZは地域的に重なっていないが、高浜地域及び大飯地域のUPZは地域的にも重なっている地域が多く、重なっている部分の総人口は約7割。
- 高浜地域及び大飯地域は、そのほとんどの地域が重複していることから、万が一同時発災した場合の住民避難などの緊急時の対応としては、一体として取り扱うことが効果的かつ実効的である。

【具体的な対応】

1. PAZにおける緊急時の対応

- ・高浜地域のPAZ及び大飯地域のPAZは地域的に重なっていないことから、高浜地域及び大飯原発のそれぞれの事態進展（警戒事態、施設地緊急事態、全面緊急事態）に応じて、当該PAZに対する住民の防護措置等を独立して実施することを基本とする。その際、他方の原発の事態進展を注視しつつ避難準備等を適切に実施する。
- ・また、避難先については、府県内避難先と府県外避難先をそれぞれ確保しているので、他方の原発の事態進展等を踏まえつつ避難先（避難方向）の選択を適切に行う。【4頁参照】

2. UPZにおける緊急時の対応

- ・高浜原発及び大飯原発のそれぞれが全面緊急事態に至った時点で、該当するそれぞれのUPZにおいて屋内退避を独立して実施することを基本とする。その際、他方の原発の事態進展を注視しつつ屋内退避の準備等を適切に実施する。
- ・高浜地域及び大飯地域のUPZは、そのほとんどの地域が重複(約7割)していることから、どちらも全面緊急事態に至った場合における緊急時モニタリングは、両地域のUPZを包含する形で一体として実施する(OILに基づく判断含む)。
- ・また、避難先は両地域のUPZに属する地区ごとにあらかじめ重複することなく設定されている府県内外避難先から、両原発の事態進展を踏まえつつ適切に選択する。【7頁参照】

3. 緊急時対応を実施する国及び関係自治体の本部体制

- ・上記1. 2. より、両原発を対象とした一元的な本部運営を実施する。
- ・例えば、高浜原発及び大飯原発の両方(どちらも)が全面緊急事態に至った時点で、官邸に置かれる原子力災害対策本部は、両原発を対象としたものとする。また、オフサイトセンターに置かれる現地対策本部は、両原発を対象として1つを設置する。設置場所は、事態進展が先行した原発のある地域のオフサイトセンターとすることを基本とするが、自然災害等を踏まえた到着の迅速性や可能性等を考慮し、高浜地域または大飯地域等から適当なオフサイトセンターを選択する。

今後の主な検討課題

万が一同時発災した場合であっても、高浜地域及び大飯地域の「緊急時対応」に基づき対応できる計画となっているが、緊急時の対応力をより一層高めるため、さらに以下の項目を検討を行う。

1. 想定される同時発災時の類型整理（同時に全面緊急事態となる場合や時間差でなる場合等の整理）
2. 同時発災時の避難方向の決定方法
3. 同時発災を想定した避難経路の追加の有無
4. OFC運営方法（国・県等の参集要員等の整理）
5. その他（作業部会の中で提案された課題）

○ 同時発災の検討の場について

- 同時発災の検討は、福井エリア地域原子力防災協議会作業部会の下にある、高浜分科会と大飯分科会の合同開催の下で議論を行う。